

※無断転載・複写不可

# トラブル急増 1年で2倍

住宅の改修工事目当てで、業者が「火災保険で修理が無料になる」と言葉巧みに誘って、豪雨や台風が原因ではないのに、偽って保険の請求を促すケースが増えている。確かに火災保険は火災や落雷のほか、台風や大雪などの被害も対象となるが、トラブルは後を絶たない。国や関係団体は「安易に契約を結ばず、まず相談を」と注意を呼び掛けている。

全国の消費生活センターなどには、さまざまに相談が寄せられている。

50代の女性は昨年、自宅の無料点検を請け負った業者から、「屋根などに台風被害があり、火災保険で修理できる」と勧誘された。確実に保険金が出ると分かってから決めたかったが、3時間も居座られ、約300万円の契約を結んだ。

だが、調査した保険会社から「老朽化による修理になり、保険金は下りない」と告げられた。

別の60代の女性は、業者から「台風や大雪の被害は火災保険で修繕できる」と

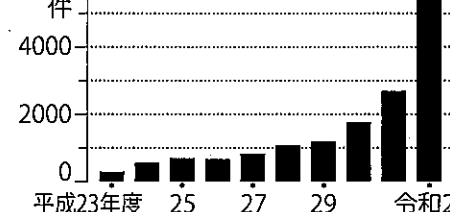
### 「保険で直せる」という 住宅修理に関する トラブルが急増中。



日本損害保険協会が悪質な住宅修理トラブルへの注意を呼び掛ける落語調のアニメーション

## 「火災保険で無料」住宅修理詐欺にご用心

「保険金を使える」と勧誘する住宅修理の相談件数



※国民生活センターの発表資料などを基に作成

急増した。

日本損害保険協会によると、悪質な業者の特徴は「保険金を使って無料で修理可能」と自己負担ゼロを強調したり、その場で強引に契約を迫ったりする点だ。「危ないので早めに修理を」と相手の不安に付け入る。

損保協会はホームページなどで注意を呼び掛け、担当者は「その場で契約はせず、まず自分が入っている保険会社や代理店に相談を」と訴える。国民生活センターは、消費者ホットライン（局番なしの188）への相談を受け付けている。

誘われ、自宅診断を受けて約260万円を見積もった書類をもらった。だが保険会社の提示額はわずか14万円。「見積額には経年劣化の部分が大きい」と指摘された。

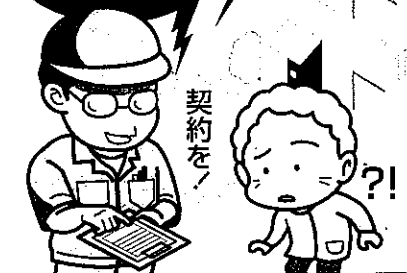
女性が工事を断ると伝えらると、業者は診断費用の支払いを要求。支払う義務があるのかと悩み、センターに相談した。

火災保険は自然災害による住宅の被害を補償対象とするが、経年劣化による損傷は含まれない。だがトラブルは増え続けている。令和2年度は、全国のセンターなどに約5400件の相談があり、前年（2691件）の2倍に

### 住宅修理で注意が必要な業者の特徴

危ないので  
早めに修理  
しましょう

保険金を  
使えば無料で  
修理できます



契約を

その場で強引に契約を迫る

3年間が時効となる。悪質業者がこれを理由に勧誘するケースもあり、自然災害が原因でないこと知りながら申請すると、不正請求として詐欺罪に問われる恐れがある。損保協会は「安易に悪質な業者の勧誘に乗らないでほしい」と訴える。